蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和	2 年	£ 3	月 5	日(木) 午	前	9 時	<u> </u>				
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室												
出席委員	委 員	長	吉	田	正	昭	副	委員	長	板	倉	浩	幸
	委	員	Щ	岸	美登	注利	委		員	飯	田	雅	広
	委	員	水	野	智	見	委		員	戸	谷	裕	治
	委	員	安	藤	洋	_							
欠席委員	な	し											
	町	長	横	江	淳	_	副	町	長	河	瀬	広	幸
会議事件説明のた	政策推室	進長	黒	JII	静	_	室ふ	策次る興	兼と	伊	藤	保	光
	総務部	長	浅	野	幸	司	総次税	務 長 務課	部兼長	鈴	木	孝	治
	総務課	長	戸	谷	政	司	民	生部	長	寺	西		孝
め出席した者	民 生 次 長 健康推 課	部兼進長	佐	藤	正	浩	住	民課	:長	中	村	和	恵
	子ど課	も長	舘	林	久	美	保課	険医	療長	不	破	生	美
	介護支課	援長	後	藤	雅	幸							
職務のため出席し	議	長	安	藤	洋		議事	務局	会長	小	島		己
た者	書	記	飯	田	和	泉	主		事	大	竹	孝	平
付託事件	議案第 議案第			蟹江	町表彰 町印鑑 改正に	の登	绿						前の
	議案第	9 長	<u>1</u> .	昭和 職員	天皇の 天皇僧 のの一	崩御 責任	こに	基づ	< 1	責務			
	議案第10号			蟹江務災	例の一 町議会 害補償	の譲	員	その	他,	非常			
	議案第	11号	클		町職員ついて	等の	旅	費に	関	する	条例	の一音	祁改

議案第12号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正につ いて 蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の 議案第13号 一部改正について 議案第14号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部改正について 議案第15号 蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改 正について 議案第16号 蟹江町介護保険条例の一部改正について 蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の 議案第17号 指定等に関する基準を定める条例の一部改 正について 議案第18号 蟹江町観光交流センターの設置及び管理に 関する条例の一部改正について

○委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうご ざいます。

今回は、新型コロナウイルスの関係で、いろいろ変則的なことも多々起きておりますが、 特に今日、総務民生常任委員会、その後押しておりますので、スムーズにいきますようにひ とつよろしくお願いいたします。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は12件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお 願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにしていただくよう、よろしくお願い します。

審査に入る前にお諮りいたします。

付託案件の審査順序についてであります。配付した次第に記されておりますように、最初に総務部に関する案件、議案第7号、議案第9号、議案第10号及び議案第11号の審査を行い、次に、政策推進に関する案件、議案第18号、そして最後に民生部に関する案件、議案第8号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第17号の審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は配付した次第によります。

それでは、議案第7号「蟹江町表彰条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 戸谷裕治君

この今度の改正される特別職の非常勤の人、どういう方が対象になるんですか。ちょっと はっきり全部、僕よく把握していないので。

○総務課長 戸谷政司君

今回、条例で一部改正させていただくところなんですけれども、9月議会のほうで、地方 公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備というところで、 非常勤特別職から嘱託員と環境美化指導員が除かれることになりました。

今回、表彰条例の改正する目的といたしましては、除かれた嘱託員、環境美化指導員等が 引き続き表彰の対象となるように、条例を改正させていただくものでございます。

○委員 戸谷裕治君

ありがとうございます。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。他にありませんか。

(なしの声あり)

他にないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号「蟹江町表彰条例の一部改正について」 を原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第9号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づ く債務の免除に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

何かありますか。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと基本的なことなんですけれども、この昭和天皇があるんですけれども、これのそ もそもの意味が、この条例自体の意味が分からないんですけれども。お願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

今回の一部改正については、地方自治法の猶予条項の変更というところでございますが、 この昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づくこの条例につきましては、もともと昭和64年1月7日以前に職員だった者に対して適用されるような懲戒処分の 免除とか、そういうものに係る条例でございます。

まだ職員の中で、平成の前、昭和の時代から働いている人間がいますので、対象となる人間がおりますので、こちらの条例は生きているということです。

要は、昭和天皇がお亡くなりになったことによって、恩恵みたいな形で懲戒処分とかが免除されるという規定になっておりますんで、いまだに残っているというところのものでございます。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

○委員 戸谷裕治君

そうしましたら、誰か今まであるの、そういう人が。

○総務課長 戸谷政司君

今、認識している中では、今までこの条例の対象になった職員というのはいませんけれど も、なる可能性があるものですから残してあるというところのものでございます。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(なしの声あり)

それでは、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除 及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について」は原案のとおり 決定いたしました。

それでは、議案第10号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

最後に要点のところにもあるんですけれども、補償基準額ってあるんですよ。これがちょっと後に給与を支給される職員、あといろいろ協議して定める額とあるんだけれども、もう少し詳しく、この補償額、基準額というのをお願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問ございました、給料の基準額というものにつきましては、地方公務員の 災害補償法の中でうたわれているもの、こういう基準に従って給与の平均とかを出して出す よというものでございます。

今回、この条例をちょっと一部改正させていただくものは、会計年度任用職員で、蟹江町の場合はパートタイムだけで今、条例で定めさせていただいておりますけれども、今回、この対象となってくるのが、フルタイムの会計年度任用職員のところでございます。それで、蟹江町としては該当はございませんけれども、今後、フルタイムの会計年度任用職員を設定をしないといかんというところがございますんで、条例だけは事前にちょっと直させていただくというところのものです。

基本的には、給料の支給額に対して、こういう基準でやりますよというところを定めるというものでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうすると、基準額、今、現状の職員ではいないということなんだけれども、基礎額を決めて、これというのは、この最後にあるのは町長と協議して定める額ということで、その辺は、町長を含めて協議をして決めるということで認識すればよろしいんですか。

○総務課長 戸谷政司君

こちらのほうの書きぶりで、実施機関が町長と協議をして定める額という形になっておりますんで、基本的な額の定めは、先ほど申し上げた地方公務員法のほうで、ある程度基準がございますんで、それに基づいて、町長と協議をして、その額でいくというようなところを最終的に決めるというようなものになります。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

○委員 水野智見君

要件に、蟹江町議会議員の公務災害と書いてあるんですけれども、議員の公務って、この 辺の基準というか、何かどのようなこう……なるのか。

○総務課長 戸谷政司君

ちょっと条例の項で、いろんな書きぶりがありますけれども、基本的には通勤、向かわれるときとか、お戻りになられるときというのも対象になりますし、あといろいろな場面でどこか出かけられたときに事故に遭われたとかいうのが、対象となってくるというところでございます。

○委員 水野智見君

そうすると、こういう委員会とか、例えば私も今日昼から事務組合に行きますけれども、 そういう関係するときの……

(「そうです」の声あり)

あと、例えば、今回は議会が9日間ですけれども、会期中は。会期中でないときはならないですか。

○総務部長 浅野幸司君

今、議員の方々の公務災害のご質問ですけれども、原則、私ども一般職員と同じような形で、公務災害というのは、公務に起因するところの何かの各種のお仕事上で、その方の公務上で何かの仕事等に行かれた場合は、全てこれ原則該当する。

今、総務課長が申し上げたように、庁舎までこういった今日みたいな日にお越しいただく、 その行き帰りとか、それ以外のところを公務で、町会議員としての公務としてどこかに行か れる、もしくは何かの会に参加される場合は、公務災害は原則適用になりますので、そうい った公務起因性というのが、一番重要視されるところでございます。

以上でございます。

○委員 水野智見君

そうすると例えば、町内会長さんとか、町民の方とかのそういう要望とか云々を相談に行ったりとか、現場見にいったりとか、それと併せて会合したり、そういうことも含まれるということですか。

○総務部長 浅野幸司君

公務に起因とするということで、あくまでも町議会、町の議会議員様としまして、町議会 に係るところのお仕事に多分なってくるだろうと思いますので、そこら辺が非常に、公務の 起因性があるかどうかというのは非常に不明確な部分。

いろいろそこが公務災害基金のお認めになられますいろいろ公務災害基金の事務局が、愛知県の支部があるんですが、そこでもいろいろそういう公務災害についての、実際これは公務に該当するかどうかというのは、非常に疑義が出るところでございますので、今、議員が

おっしゃったところが非常に、公務として行かれるのか、個人的な地元のそういうお集りで 行かれる程度のところであれば、果たして公務の起因があるかどうかというところが、一応 疑義になってきますので、非常にそこら辺は不明確な部分でございますので。

あくまでも自由意思でそこに行かれておられるケースだと、原則、私どももそうですけれども、個人的な理由でどこかに行って、そこで例えば事故になったというのは、原則、公務の起因性はないということになりますんで、そこら辺の認識でやられていると思っております。

以上でございます。

○委員 水野智見君

例えば、視察なんか行くんですけれども、視察は公務となるんでしょうか。

○総務部長 浅野幸司君

視察でございますけれども、実際、そこの視察地、先進地等、そういったところに行かれて、視察の目的のために行かれる場合でございますので、そういった場合は公務の一つで行かれるというところで、対象にはなってくるという認識でおります。

以上でございます。

○委員 水野智見君

そうすると、議会とか委員会とか、あと事務組合の会議とかは問題ないということなんですけれども、あとそれ以外は、各個人とか会派なんかで行く視察なんかは問題ないと。あとは、自分が個人的に県のほうに聞きにいきたいとか、そういうところに行くというのはちょっとクエスチョンマークというふうに。

○総務部長 浅野幸司君

今、申し上げたように、非常に個人的な部分のところで、それが果たしてその公務として 行かれるかどうかというところの、区分けのところが非常に微妙な部分で、プライベートで ご自分の自由意思で行かれるというところですと、やはり公務にはならないというところで ございますので、そういった研究の一環として、公務としてそこに行かれるということであ れば該当にはなってくるし、ちょっと非常にそこら辺は微妙なところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今、議員の公務災害の話だったんですけれども、よく最近多いのが、僕もそうだけれども、 被災地行って情報収集したりするじゃないですか。それはやはり個人的なことになって、公 務じゃないということになってくる感じですよね。

町長でもよくそうやって訪れたときに……ちょっとその辺、出るか出ないかというのは、 そのときの判断になるということでいいのかな。

○総務部長 浅野幸司君

議員活動の一環として議長のご指示とか、各種常任委員会の委員長のご指示で行かれるということであれば、これは公務になりますし、非常に議員活動というのは非常に難しいところがあると。

○委員 板倉浩幸君

委員長に届けて許可もらうと公務になるのかな。

(発言する声あり)

認められれば別に公務になる。

(発言する声あり)

ちょっと何かいろいろ言い分があるみたいだけれども。

○委員 戸谷裕治君

例えば、身近な話だけれども、我々が今JRの橋上駅を、これ視察だわな、町会でも。これはどうなるんだろう、そういうの。今造りかけのところをやはり見とかないかんとか。

(「それは、届出をして……」の声あり)

だから、今日行ってきますねとそういうことでしょう。 1人で行くのも。

これ身近だけれども、1人で行くときは議長にちょっと行ってきますと言ったら。

(「口頭でも聞きましたって言や、それはいいかもしれない」の声あり)

それはいいんじゃない、そういうことは、町内の移動のことは書面を出してまで。

(発言する声あり)

その辺は今のは冗談で言っているんだけれども、そういうこともあり得るわなという。

(発言する声あり)

議長に文章出しても、議長忙しいからおらんかったら電話ですみませんてね。

○委員長 吉田正昭君

では、そんなようなことでよろしいですか。

○委員 安藤洋一君

すみません。今朝、たまたま手元に届いたんですけれども、飛島村長選挙の議長たる安藤 洋一に対して来てくれと言われた場合の、行って事故に遭ったとかというのは、これどうな るんでしょう。

(発言する声あり)

議長安藤洋一という宛名の正式な文章が来ているんですよ。

○町長 横江淳一君

僕はその先程言いましたが政務なんです。政治家としての仕事は公務にはなりません。僕はそうやって判断しています。ただ、蟹江町の補助金をもらいにいくことに関して行くのは、だから非常にファジーです。公務ではなくて僕はあくまでも政務だと思っています。

議員さんも多分、政治家として議長さんにあったということは、公務ではなくて僕は政務

で、政治家として招待されたというふうに思っていますので、公務災害にはならないという ふうに判断を私はしていますが、いかんですか。

(「そうだと思うけれども、どこへ行かれるかは自分で判断していかないと」の声あり) というふうにしていただければ、政務と公務というふうに分けてもらうと考えやすいのか も分からんですよ。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

それでは、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第11号「蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

何かありますか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号「蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に、議案第18号「蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○政策推進室長 黒川静一君

補足説明はございません。慎重審議よろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

○委員 戸谷裕治君

今度、観光交流センターを祭人のほうの2階、こっち窓側のほうですか、そちらに持っていかれるということで、それは一応、今、指定管理者が管理している場所に行かれるわけですよね。家賃は発生するのですか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

2階の多目的室につきましては、使用料は今、指定管理者のほうで、利用者の方からは徴収はしていただいておりますけれども、それは使用料金制という指定管理者との契約の中で、使用料金制となっておりまして、それは全て蟹江町に入ってくるような、今、システムにはなっております。

観光協会が多目的室のほうへ事務局として入った場合には、行政財産使用という形で観光協会から町のほうへ出していただいて、そちらのほうで許可を出すというような手続をするように考えてございます。

○委員 戸谷裕治君

商工会の、ああいう事務所みたいな感覚の捉え方ですか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

商工会のほうは、あれは指定管理として、事務局ともども2階のほうを管理をしていただいてございますので、今回の観光協会につきましては、指定管理は建物は指定管理のほうにやっていただきます。2階のところだけ、町のほうから観光協会のほうにお貸しをするというようなスタンスになります。

当然、使用料につきましては、場の使用料につきましては無料というふうに考えてございます。

○委員 戸谷裕治君

無料だったら無料でいいんですけれども、観光協会というのは独立される機関ですよね、 そこがものを借りるときは当然、本来なら費用が発生するというものの考え方をせないかん よね。だけれども、町長の決裁でこれはいいよと、行政財産として。これを町のためにとい うこと、そういう理解していったほうでいいんかな。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

議員のおっしゃるとおり、観光交流センターのもともとの施設の目的が、観光目的というのでございますし、観光協会のほうもそういった目的でございますので、目的に合ったというところで無料で貸すという報告でございます。

○委員 飯田雅広君

多目的室がこれでなくなるということになると思うんですけれども、これまでの利用実績 というかはどれぐらいか、教えてください。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

観光交流センター、この5月で丸2年を迎えるわけですけれども、初年度、平成30年度の5月から始まりまして、3月まででございますけれども、利用件数は87件、そのうち使用料を頂いたものは28件、免除のところが59で、1年目につきましては視察等の利用が多ございました。

2年目につきまして、今年度につきましては、1月まで利用件数が62件で、使用料を頂いているのは11件、免除のほうが51件ということでございますので、使用料を頂いているところにつきましては、そんなに数はないのかな、月に1件あるかないかというところでございます。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

それでは、他にありませんか。

(なしの声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号「蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたします。

ここで、総務部長、総務部次長、総務課長、政策推進室長、政策推進室次長の退席を許可いたします。

入れ替えのため、暫時休憩します。

(午前9時26分)

○委員長 吉田正昭君

(午前9時28分)

○委員長 吉田正昭君

それでは、議案第8号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を 議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

〇民生部長 寺西 孝君

この改正案につきましては、認知症でありますとか知的障害の方々が、いわゆる判断能力が不十分な方、この方々に対しまして、成年被後見人の権利を守る法律が整備されてまいりました。差別の解消と適正化を図るため、当条例の一部改正を行うものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

ちょうど今、成年被後見人の話が出て、その方々達でも意思能力を有しない者に変更ということで、印鑑登録ができるようになると解釈すればいいのか、ちょっとその辺をお願いいたします。

○住民課長 中村和恵君

今までは、成年被後見人は印鑑登録ができなかったんですね。これからは、意思能力があれば、後見人とともに来庁していただければ、できるようになります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういうことで、印鑑登録もできるように、付添いがいてということだよね。あとそのほかに、住民票の整理ということで、記載欄に備考欄に記載とあるんですけれども、この辺、何が変わっているのか、ちょっとお願いします。

○住民課長 中村和恵君

外国人の方が住民票の登録をするときに、アルファベットで登録しているんですね。それ を片仮名の表記を希望したときに、備考欄に片仮名表記をするという形になります。

○委員 板倉浩幸君

備考欄には片仮名表記になって、記載のところにはローマ字表記、2つ載るということ。

○住民課長 中村和恵君

そういうことです。例えば、印鑑を作るとき、印鑑登録の印鑑を作るとき、片仮名で印鑑

を作りたい方がみえるんですね。そうすると、どこかに片仮名表記というのを載せておかないと、印鑑登録の印鑑が作れないという状況なので、ローマ字で作られる方も確かにみえるんですけれども、片仮名で作る方もみえるので、そのところの配慮だと思います。 以上です。

○委員 板倉浩幸君

そうすると、住民票をどちらか片仮名でもローマ字でもがあって、それに基づいて、どちらかで印鑑登録をするということで解釈すればいいの。どちらでもそれはいいですよと。

○住民課長 中村和恵君

そういうことになります。

○委員 戸谷裕治君

すみません。この成年後見人と成年被後見人と、これ印鑑登録するときに意思表示が誰が どういう具合に判断するの、ここ。登録されるときにえらい難しいことを迫られてくるね。

○住民課長 中村和恵君

実際、戸谷委員の言われたように、意思能力を持っているかどうかという判断がすごい難 しいところになってくると思うんですけれども、後見人の方がついてみえるというところと、 あと、自分で申請書が書けるかどうかというところだとか、その辺のところを本当に判断し ながら印鑑登録をしていかなきゃいけないので、これはとても難しい判断になるかと思いま す。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

例えば、成年後見人が問題を起こす場合が結構あるじゃないですか。その被後見人の印鑑を使って問題を起こすという可能性もあるもんでさ。それを疑って切りないんだけれども、世の中それが結構蔓延しているもんでさ、弁護士も案外信用できないもんでね。いやいや本当、弁護士ほど信用できないやつは最近いなくなってきたもんでさ。

ですから、そこら辺の判断、誰が印鑑登録をされるときに、いや、おたくら認めたじゃないのという話にはならないの、誰がどういうことになってくるの。

○民生部長 寺西 孝君

通常であれば、法定代理人が同行されて登録をされるというふうに、私どもは理解しております。

以上です。

○委員 水野智見君

登録のときには、後見人が一緒に同行して対応して、本人さんが書類を書ければ書いて対 応されるかもしれないんだけれども、例えば証明取りに来るときに、自分で申請書はちょっ と教えてもらいながら書けたり云々すると、さっきの戸谷委員の話じゃないですけれども、 というのもあるのかもしれないんだけれども、原則そういう後見人と同席しなきゃいけない という、そういう決まりがあるわけじゃないんですよね。

○住民課長 中村和恵君

実際、水野委員が言われたように、印鑑証明はカードがあれば誰でも取れるんですね。だから、本当に今は海部地区のところでも、ちょっとその辺のところが皆さん判断に迷うところなんですけれども、本当に印鑑証明はカードがあれば取れる、だから悪用しようと思えば、本当に悪用できちゃうというところはあるかと思います。

以上です。

○委員 水野智見君

カードがあれば、委任を受けたという形を取れば誰でも取れる形になるんだから、これは 国のほうが決めたことだからあれですけれども、聞いていていいのかなという心配はあるん だけれども。

○委員 戸谷裕治君

その被後見人が以前に印鑑登録されている印鑑があるとするじゃないですか。だけど、新たにそういう印鑑登録にまた来られた、そこら辺で分かるの、この人、前に印鑑登録されていましたよとか。

○住民課長 中村和恵君

成年被後見人になったときに、全ての印鑑登録はとりあえず職権で廃止にします。それで、 新しく印鑑登録をしにみえたというのは、システム上の履歴でこの方は登録していたなとい うことは分かります。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(なしの声あり)

それでは、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第12号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

この改正案につきましては、昨日、全員協議会の場で、蟹江町国民健康保険税率の改正についてということでご報告をさせていただいたところでございます。本日はこれに基づき、 国保税条例の一部改正をご提案させていただくものでございますので、慎重審議よろしくお願いをいたします。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今回の税条例の議案自体は、ちょっと数字ばかりで分かりにくいので、昨日の全員協議会 での資料を見て、もう一度確認させていただきたいと思いますけれども。

今回、昨日の赤字じゃないだろうということも、昨日確認したんだけれども、それで、保険者努力支援制度の交付金って今までもあったと思うんですけれども、内容自体、いろいろ多岐にわたって加味する方向なんですけれども、その中で、一つ収納率の向上からデータへルス計画から医療費とか地域包括ケアの推進とか、いろいろあるみたいですけれども、その中で今回マイナス、今の言ったのはプラス評価をして、努力者支援でちょこっとおまけしていますよというやつなんですけれども、このマイナス評価というのが、今回、多分、今年度からできたと思うんですけれども、これについてちょっともう少しお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

すみません。マイナス評価に来年度からなりますよという項目なんですけれども、今まではプラス評価であったものが、こちら例えば赤字補てんの繰り入れなくやっておるところに対しては何ポイントプラスしますよ、今までですと35点配分というのがあったんですけれども、逆に来年度からは、法定外繰入を実施いたしまして、歳入の削減の取組がなかなか進まない自治体に対しましては、最大マイナス30点とするということを言ってきておりますので、そこのところで35点配分されるか、マイナス30点になるかというところの、マイナス評価が新しく導入されるという形になってまいります。

○委員 板倉浩幸君

それを基にマイナス評価ということで、蟹江町の場合はどうなってくるんですか、例えると。

○保険医療課長 不破生美君

現状、蟹江町のほうは法定外繰入をしていませんよという形ですので、現状は35点配分されております。来年度以降、こちらのほうも、今のところ赤字補てんじゃないよという形になっておりますので、これがマイナスに転じるということはないですし、あと、もし赤字補

てんにという自治体であっても、これを削減の取組をしっかりしておれば、マイナスの30点という形にはなってきませんので、マイナスでもマイナス5点だとか、少ないマイナスポイントにはなってくるかと思うんですけれども、削減をしっかり行っているよということが認められておる自治体であれば、30点まではいかないと思います。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

今、言っていた法定外繰入、今回、蟹江町でも昨日でもお話しした7,000万円しています よね。それは赤字補てんじゃないからマイナス評価にはしませんよということの理解でよろ しいですか。

○保険医療課長 不破生美君

現状、私どものほうは赤字繰り入れはございませんので、マイナス評価にはなりません。

○町長 横江淳一君

今、担当課が言ったとおりでありまして、従来僕が蟹江町を担当させていただいてから、 最高では1億円以上の法定外繰入をしてございました。そのときも別に基金がなかったわけ ではございませんし、議員さんからもとにかく保険料を安く抑えたい、ただ、その時点では、 ちょっと記憶に乏しいんですけれども、収納率が本当に悪かったんですね。その努力をまず やろうじゃないかということで、滞納対策非常事態宣言というのを出しながら、一般財源も 含めて確保をやったという時代があります。

我々としては、特別会計でありますので、一般会計の繰り入れはできるだけ少なくしたいということで、赤字ではないんだけれども少なくしたいという政治政策、私の蟹江町の政策の中で、少なくしてきた時期はありました。しかしながら、5,000万円ぐらいのときもたしかあったと思うんですけれども、今回は、急激な料金の上昇を避けるため、そういう意味もありまして、基金を上手に運用しながら、とりあえず7,000万円の繰り入れを確保させていただきました。

ただ、基金があるのに、じゃ、何で繰り入れするんだという、仮に中央からのそういう話があったときには、非常に厳しい状況になるのは事実だというふうに思います。どういう評価が下るかは、我々、今ちょっと状況を見ている状態であるということをご理解をいただきたいと思います。

○委員 板倉浩幸君

法定外が結構国からも言われて、県からもなくしなさいよという方向で、それを僕らも一番気にしている。やはり特別会計だと言っても、ほとんど大抵誰でも国保というのは加入するんですよ、職員でも。

そういうことも加味しながら、やはり財政運営上厳しく、今後もっと厳しくなるだろうし、 そうなってくると法定外をもう一度見直すというか、改めて財政、今の目的は負担軽減です よね、一応そういうことをうたって。その辺を法定外で健康診断に充てるとか、そういうことも加味していくといいのかなと思います。

あと、もう1点なんですけれども、今回、税条例の改正で、昨日のこの資料でも、低所得者に十分配慮した課税となっておるんですけれども、モデルケースでも今出してくれて、特に年金生活者、低所得者でも、ほとんど値上げなんですよ。引き上げられている。それをどう捉えたらいいのか、加味した税額にしましたよと言う割にはみんな値上げじゃんて思うんですけれども、この点、どう考えれば。

○保険医療課長 不破生美君

そちらのほう、大体年金もらってみえる方でも、大体1世帯8%ぐらい上がりますよという形で、モデルのほうを出させていただいているんですけれども、こちらのほうとしまして、標準保険税率と見比べさせていただいたときに、愛知県のほうが、これぐらい蟹江町さんは税率の賦課しなさいよという標準保険税率があるんですけれども、そちらと見比べていただくとよろしいかと思うんですけれども、均等割につきましては、やはり蟹江町はあまり高くしたくないという思いがありますので、均等割のほうは、例えば県の標準保険税率でいきますと、来年度は4万9,606円賦課しなさいよという形で言ってきておるんですけれども、蟹江町の場合は4万円で抑えさせていただきました。その代わり、1世帯当たりの、申し訳ないんですけれども、世帯割のほうで、標準保険税率ですと3万2,580円なんですけれども、3万5,000円という形でちょっと上乗せをさせていただきました。

それで、板倉委員が常日頃、私どものほうに言っていただく、例えば人数割で人数が多い と世帯の負担が増えるんじゃないかというところなど、配慮いたしまして、人数割のほうに つきましては、かなり抑えさせていただいたつもりでおります。

あと、また標準保険税率のほうと比べさせていただいても、全ての方にかかります基礎分と、それから後期高齢者分につきましては、これかなり抑えさせていただきました。標準保険税率でいきますと、基礎課税分が例えば2万9,000円かかるところを蟹江町は2万3,000円、後期高齢者支援金につきましては9,300円のところを7,000円。

介護納付金というのは、申し訳ないですけれども、40歳から64歳の方がかかる部分になるんですけれども、これは標準保険税率が1万626円のところを蟹江町は1万円で、大体同等のところを取っておるんですけれども、これはやはり、基礎だとか後期高齢者支援金というのは、どなたにでもかかってくる、お子さんであろうが65歳以上の方であろうが、どなたにでもかかってくるので、この部分は若干、申し訳ないですけれども抑えさせていただきたいという気持ちがありましたので、この部分は抑えさせていただきました。そういうところで配慮をさせていただいたように設定をさせていただいております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

確かに、均等割だと人数割になってくるから、そこをなるべく抑えましたよ、県の標準保険税率でも大分6,000円以上7,000円近く抑えていると思うんです。その辺は評価できて、じゃ、今後、また今回見直してまた2年後に見直して、もう2年後に、最終的には県の標準保険税率にもっと近づけていく形を取ってくると思うんですけれども、今回、特に蟹江町、資産割が結構高い部分があって、全部合わせると58%だったやつをまず半分にして、また半分にして、最終的にゼロに持ってくると、その分でやはり多分蟹江町、結構県内でも低いところでいたところが、結構今、上位のほうに来ちゃっているんですよ。

そういうことで、まだ資産割が大分ほとんどない状態になってきているんですけれども、 今後、資産割を完全にゼロにしちゃうと、その辺さっきの県の標準保険税率にもう完全に持 っていくのか、その方向性というのが今のところどう見ているのか、お願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

2年ごとに見直しますよということでお話はさせていただいて、確かに固定資産税のほうは県のほうが3方式でいきますよということで、足並みそろえて県内各自治体のほうが取組んでおるところですので、蟹江町におきましても3方式を目指して、令和6年度には、資産割のほうはゼロにさせていただきたい、これは方向性としては決まっております。

その後、じゃ、標準保険税率に近づけていきたいという気持ちもあります。だけれども、 やはり先生言われますように、お子様だとか、それから高齢者の方には配慮して設定してい かなきゃいけないという気持ちもありますので、何が何でも標準保険税率に持っていくよと いうこともないかと思っておりますので、その辺は状況を見ながら、今後、国のほうの考え 方もいろいろ変わってくる可能性もございますので、注視しながら設定のほうはしていきた いと思っておりますので、とりあえずは、6年度には資産割のほうはなくすということだけ は、申し訳ないんですけれども、方向性でやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

今、資産割をなくしていく方向ということで、保険というのは、今収入があって、去年の やつを今年払いますと。それでその次に、5年後に僕らがちょっと事業も何も駄目になった、 それで金も払えなくなったと。昨日の話じゃないけれども、冷たいもんだわね、その年々の ことになってくるから。今までためたものは、僕らははっきり言って国民健康保険目いっぱ い払っているわね。

その辺の資産割がなくなっていくというのは、これ本当に、僕は板倉さんとちょっと考え 方が違って、資産割というのは、ある程度余裕のある人が持っているやつだから、それはや はり必要という部分もあると思うの。これをみんなに平均に分けていくということは、何か おかしなことが起こっていくんじゃないかなと。その安定した資金というのはどうしても必 要という部分があると思うんだけれどもね、それをそちらのほうに目指していかれるという のは、ちょっと違和感がありますな、僕にしたら。

○保険医療課長 不破生美君

先生の言われることも十分承知しておりますけれども、申し訳ないんですけれども、いかんせん国のほうだとか県のほうが統一した、本来ですとそれぞれの都道府県で統一した保険料設定をするというのが、国のほうの考え方です。

それに沿って県のほうもそれを目指してやっておる、県のほうは県のほうで3方式を標準の算定とするという形で現在やっておりますので、やはり蟹江町としても愛知県の自治体の一つですので、皆さん、ほかの自治体もそうですけれども、今まで4方式だったところを3方式にやっていくというところがありますので、これはやはり蟹江町としても、愛知県の一自治体として同じように、ほかの自治体さんと足並みそろえて頑張るところはやっていかないといけないものだと思っております。

○委員 戸谷裕治君

それはよく分かるよ、あんたたちの立場というのは。国がちょっとあほうなところがあるからよく分かりますよ。ですけれども、これから収入が絶対落ちていっているんだから、現役世代が我々のような収入がこれから得られるかというのがね、この歳になっていて。そういうことは難しい時代になっているかもしれんからね、国民健康保険になったときに。がたっと減っていく、本当はそこに必要なのはやはり資産を持っている人が、資産割が入ってきていると安定収入になるわなというのが、僕はそういう考え方なの。

それで、これから人口が減って、そういう人たちも減っていって収入がなくなるのに、どこから収入を得ようとしているのかなと思ってね。いろんな考え方が、それはあなたを責めているわけじゃなしに、ちょっとアンポンだなと思っただけで、上が。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

それでは、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

今回の国民健康保険税条例の改正について反対を申し上げます。

ちょうど2年前に県単位化になって、そのときも値上げをされ、引き続き値上げをされた 課税であります。低所得者に対して課税をなるべく考慮したということなんですけれども、 ほとんどのモデルケースでも値上げということになっていますので、もう少し、低所得者の 軽減を取り入れるべきだと考えますので、反対といたします。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 水野智見君

5番 新風 水野です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

今回の提案されている蟹江町国民健康保険税条例の一部改正については、愛知県からの各自治体が一丸となり、適切な国保制度の運営に当たっている中での改正です。先ほど町長からも説明がありましたが、町としては収納率を上げる努力もしてきてみえます。また、課長からも説明ありましたように、均等割に関しては県の指示よりも下げたりとか、人数割を抑えるとか、それぞれ町としても努力している部分もありますので、今後の国民健康保険財政の健全な運用のためにも必要な税率改正であると思いますので、本案に賛成いたします。

○委員長 吉田正昭君

他に討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決いたします。

議案第12号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を原案のとおりに決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

この改正案につきましては、昨年5月31日、災害 R 慰金の支給等に関する法律等、これは 議員立法によって成立をしたものでございます。この改正に併せまして、当条例の一部改正 を行うものでございます。慎重審議よろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

何かありますか。

(発言する声なし)

なければ質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありません

か。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第14号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

〇民生部長 寺西 孝君

この改正案につきましては、昨年10月に幼児教育の無償化が始まりました。ただし、給食費につきましては、無償化の対象外にされましたので、運営基準上、3歳以上児の給食を提供する費用につきまして、国の基準に従いまして改正を行うものでございます。慎重審議よろしくお願いをいたします。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

すみません。今、補足説明もあったんですけれども、何か昨年の10月からの幼児教育無償 化に伴いの改正なんですけれども、いまいち何、よく分からないんですよ、文面的にも。昨 日も議案の説明のときにあったんですけれども、基本的なことで、3歳以上の、3歳未満… …、もう1回説明お願いいたします。

○子ども課長 舘林久美君

今回の基準条例の変更、改正につきましては、昨日も部長さんのほうから説明がありました。まず、大きく1点目、3歳以上のお子さんについては、今まで利用料というのをもらっていたものなんですけれども、それが廃止になりまして、副食費について徴収する、そのことを入れ込んだこととなります。

あともう1点は、3歳未満児の利用者さん、ゼロから2歳までの利用者さんにつきましては、非課税世帯の方については保育料が無償化となりますので、そのことも記載させていただいております。

○委員 板倉浩幸君

今までだと副食費に関しても保育料として取っていたのを、保育料が無料になったから、 副食費だけは頂戴いたしますよということの条例改正と考えればいいの、今の説明だと。それでよろしいですよね。

○委員長 吉田正昭君

それでは、他に質疑ありますか。

(発言する声なし)

ないようですので質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたします。

議案第15号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」を議題とします。 提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

〇民生部長 寺西 孝君

この改正案につきましては、介護保険法及び社会福祉法の一部改正に伴いまして、法律に 基づく支給要件を満たす方の入所、入院の施設名称の変更を行うものでございます。ご審議 のほど、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第16号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。 提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

この改正案につきましては、昨年10月、消費税の引き上げが行われました。介護保険料に

おける低所得者の軽減強化を実施してまいりましたが、これは形式的に10月から半年分の軽減措置を行ったにすぎないものでございます。したがいまして、令和2年度分の介護保険料につきましては、1年度分、いわゆる満年度の軽減の完全実施に向けた、関係規定の整備を行うものでございますので、ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今回の介護保険税条例の一部改正で、昨年の6月議会でも言っていた、消費税の10%の増税に伴い軽減をしますよということで、まず、半年分の半分をやったんですよね、たしか。それで今回、1年分をまとめてやりたいということで、多分、第1段階、第2段階、第3段階の軽減を行うということで、第1段階でいうと0.45を0.3にしますよ、第2段階で0.75を0.5、第3段階で0.75を0.7にするということの、まず、昨年にあったのは、その半分でしたよね。目いっぱい今回は、今の第1段階でいうと0.45を0.3にするということの税条例の保険の改正ということで考えればいいんですよね。確認です。

○介護支援課長 後藤雅幸君

今、板倉委員がおっしゃられましたとおり、昨年度は半年の実施分でしたけれども、今年 度に関しましては丸々1年間の期間ということもございますので、1年間の完全実施という 理解でよろしいかと思います。

○委員 板倉浩幸君

前回も聞いたと思うんですけれども、第1段階、特に蟹江町、ちょっとグレーゾーンとよく言っているけれども、結構軽減を頑張ってくれているんですよ。これ、どこの自治体にも負けない施策というわけじゃないと思うけれども、これについて、元の0.45を0.3に変わってくると、その辺、今後本当にどうしていくのかというのをどう考えているのか、お願いしたい。

○介護支援課長 後藤雅幸君

これは、他の階層の方との公平性もございますので、今の段階で私のほうから明言を申し上げるのは難しいところではございますが、ただ、やはり軽減は必要なものとは考えておりますので、例えばですけれども、軽減の率を変えるなど、そういった調整は必要かというふうに考えております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ちょっとごまかされちゃったけれども、部長でも町長でいいですけれども。

○町長 横江淳一君

板倉委員おっしゃるように、第1段階に対しては本当に手厚い料率を利用させていただい ております。しかし、ほかの自治体と比べますと、あまりにもちょっとそれは違うのではな いかという意見はあるのも事実であります。

先ほど、担当は明言を避けました、これはもう政治的な判断をさせていただかなきゃいかんときが来ると思っています。いずれにいたしましても、住みよいまちづくりという観点から、ほかの段階の皆さんからの整合性をとりながら、これから考えていく時期は、今現在、すぐということではなくて、あるというふうにご理解いただければありがたいというふうに思っております。

あとは板倉委員、よろしくお願いしたいと思います。

○委員 板倉浩幸君

第1段階、中には結構どうやってやっているんだというのも、多分聞かれていると思うんですよ、ほかの自治体からね、参考にしたいからと。

せっかく軽減があるのに、なかなか介護保険についてはどこの自治体もやっていないんですよ、利用料の軽減もそうなんだけれども。こういう点で、いかんのじゃなくて、みんなやればできるのかなと思うんですけれども、その辺、引き続いて違う方向での軽減でも考えてもらってもいいですし、引き続きそれについてはよろしくお願いしたい。要望ですけれどもお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

他にありますか。

(発言する声なし)

なければ質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第17号「蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

この改正案につきましては、いわゆる特別養護老人ホームの基準を定める条例の一部改正

案でございます。

特別養護老人ホームにつきましては、定員が30名以上の施設につきましては、愛知県が指定をする介護老人福祉施設、定員が29人以下になりますと、蟹江町が指定する地域密着型介護老人福祉施設というふうに区分分けがされるところでございます。

今回は、町が指定をいたしますこの基準のうち、1部屋当たりの定員を1人から4人以下に緩和することで、個室だけでなくて多床室のご利用もいただけるという、利用者の選択権が生じることによって、負担軽減も図られるのではないかというところのご提案でございます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今、説明あって、今回、指定基準を一部緩和するということで、地域密着型とか特養のとか、大まかに言うと、さっき説明のあった30人の区切りで、それ以下のやつをもうちょっと手厚く指定できるようにするということで。

そうなってくると、例えば蟹江町でもっと小さい、今、蟹江町、特養は1件で大きいのしかないんですけれども……、2つか、もう一つ小さい地域密着型、小さいと言っちゃいかんのだけれども、あの規模が今後、やはり今、要望としても、蟹江町で入所したいのに、特に特養、入所したいのに入れない、待っている方結構いるんで、どこへ行こうということで、隣の南陽のほうを世話したりというのが結構あるんですけれども。

今後、蟹江町で特養というのはどうなっていくのか、できる方向、造っていく、そうなってくると介護保険料の設定とか、いろいろ複雑になって絡み合って、値上げの方向にも向かっちゃう可能性もあるんだけれども、何せ蟹江町、まだ特養が2つということで、なかなか少ない現状をどうしていけるのかという考えがありましたらお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

今後の計画に関わることですけれども、ちょうど来年度が介護保険の第8期の介護計画に 該当します。そういった中では、今言われましたように、地域密着型の特別養護老人ホーム などの整備なども、1つの案件として投げかけていきたいなというふうに考えております。

もちろん、整備をすることによって保険料等にはね返る部分もございますので、そういったことも慎重に審議しながら考えていきたいというふうに考えております。

○委員 板倉浩幸君

今、蟹江町介護施設、本当に最近よくあちこちできて、特に有料のほうが、それは有料で 結構高いんですけれども、特に低所得者が入れるような特養の関係がやはりないということ で、当初、飛島がそれだったんですよね。特養を増やす、その代わり介護保険料を値上げし ちゃうということで、すごい上げたんですよね。そういうことも考えていくと、何とも言え ないんですけれども、今後、やはり介護利用する人も増えていくし、そういうことで実質ど うしていくのかという方向性がまだまだ。

ちょうど来年第8期、8期の介護保険料の設定もありますし、そういうことも考えて、やはりいくべきなのかという考えを持っているということなんです。

○介護支援課長 後藤雅幸君

第8期の中では、そういった必要性も皆さんに投げかけて、それも一つの方向性として考えていきたいというふうに思っております。

○委員 戸谷裕治君

すみません。これ基準の緩和ということですよね。それをやることによって、今、介護士 さんとか不足しているじゃない。そこも緩和も何か入っているの、どうするの、人数とかの。

○民生部長 寺西 孝君

基本的には、個室対応というのがあるんですけれども、今、戸谷委員おっしゃるように、介護士さんにとっては、やはり多床室があったほうが一度に4人ぱっと見られるとか、そういったことで、国は個室を進めておりますけれども、施設の方については、やはり多床室があったほうがやりやすいといいますか、職員さんも回しやすいように考えてみえると思います。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

町としては、人数割に介護士さんが何人とかいうの、それは緩和をするとかそういうことは考えていないんだね。この1室に4人入ることによって、少しは楽になるんじゃないかなというものの考え方か。そこら辺の人手不足のこと言っておるんだよね、今。

○民生部長 寺西 孝君

定員が29名ですので、それに張りつく職員さんというのは変わらないんですね。ただ、それぞれの定時での見回りであったりとか、そういった業務につきましては、負担軽減が図られるのではないかなというふうには思います。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(発言する声なし)

それでは質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありません

か。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号「蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました議案は全て終了しました。 なお、委員長報告の作成については、私にご一任をお願いします。 これで総務民生常任委員会の審査を終わります。 ご協力ありがとうございました。

(午前10時13分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 吉 田 正 昭